

改 正 案

現 行

目次

第一章～第四章 (略)

第五章 キヤツシユ・フロー計算書 (第十九条) (新設)

第六章 附屬明細表 (第二十条) 雜則 (第二十一条～第二十六条)

第七章 附則

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この府令において、「四半期連結財務諸表提出会社」とは、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する四半期連結財務諸表提出会社をいう。

6 この府令において、「中間連結財務諸表提出会社」とは、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号以下「中間連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する中間連結財務諸表提出会社をいう。

第五章 キヤツシユ・フロー計算書

(キヤツシユ・フロー計算書の記載方法)

第十九条 キヤツシユ・フロー計算書の記載方法は、財務諸表等規則第五章の規定の定めるところによる。

第六章 (略)

(附属明細表の記載方法)

第二十条 (略)

第七章 (略)

目次

第一章～第四章 (略)

第五章 附屬明細表 (第十九条) (新設)

第六章 雜則 (第二十条～第二十二条)

附則

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この府令において、「子会社」とは、連結財務諸表規則第二条第三号に規定する子会社をいう。

6 この府令において、「連結子会社」とは、連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。

第五章 (新設)

(新設)

第五章 (略)

(附属明細表の記載方法)

第十九条 (略)

第六章 (略)

(四半期貸借対照表等の記載方法)

第二十一条 特定金融会社等が四半期貸借対照表及び四半期損益計算書（第二

十六条において「四半期貸借対照表等」という。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

2 特定金融会社等の第二・四半期（事業年度における最初の四半期の次の四

半期をいう。第二十四条第三項において同じ。）に係る四半期貸借対照表に記載される貸付金について、第九条第一項各号に該当するものがある場合は、その旨及びその金額を注記しなければならない。

3 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十二号）第二十三条の規定は、前項の場合について準用する。

(中間貸借対照表等の記載方法)

第二十二条 特定金融会社等が中間貸借対照表及び中間損益計算書（第二十六

条において「中間貸借対照表等」という。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

2・3 (略)

(連結貸借対照表等の記載方法)

第二十三条 企業集団（連結財務諸表提出会社及びその子会社（連結財務諸表

規則第二条第三号に規定する子会社をいう。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

2 特定金融会社等が連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成する場合は、

当該特定金融会社等及びその連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

(新設)

(中間貸借対照表等の記載方法)

第二十条 特定金融会社等が中間貸借対照表及び中間損益計算書（以下「中間

貸借対照表等」という。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

2・3 (略)

(中間貸借対照表等の記載方法)

第二十一条 企業集団（連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう。）の主

たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

2 特定金融会社等が連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結貸借対

照表等」という。）並びに中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

(四半期連結貸借対照表等の記載方法)

第二十四条 企業集団（四半期連結財務諸表提出会社及びその子会社（四半期

(新設)

(四半期連結貸借対照表等の記載方法)

第二十四条 企業集団（四半期連結財務諸表提出会社及びその子会社（四半期

- 連結財務諸表規則第二条第六号に規定する子会社をいう。）をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を四半期連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。
- 2| 特定金融会社等が四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書（第二十六条において「四半期連結貸借対照表等」という。）を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社（四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいう。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができるのである。
- 3| 特定金融会社等の第二・四半期終了の日における貸付金について、第九条第一項各号に該当するものがある場合は、第二・四半期に係る四半期連結貸借対照表にその旨及びその金額を注記しなければならない。
- 4| 四半期連結財務諸表規則第二十八条の規定は、前項の場合について準用する。

（中間連結貸借対照表等の記載方法）

- 第二十五条 企業集団（中間連結財務諸表提出会社及びその子会社（中間連結財務諸表規則第二条第二号に規定する子会社をいう。）をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を中間連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。
- 2| 特定金融会社等が中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社（中間連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

- 第二十六条 特定金融会社等は、法第十条の規定により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）、四半期貸借対照表等若しくは四半期連結貸借対照表等又は中間貸借対照表等の提出を求められた場合は、この府令の定めるところにより作成した財務諸表、四半期貸借対照表等若しくは四半期連結貸借対照表等又は中間貸借対照表等を提出しなければならない。

（新設）

- 第二十二条 特定金融会社等は、法第十条の規定により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）及び中間貸借対照表等の提出を求められた場合は、この府令の定めるところにより作成した財務諸表及び中間貸借対照表等を提出しなければならない。

改 正 案

現 行

(趣旨)

第一条 特定金融会社等は、金融商品取引法の規定により有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書又は半期報告書を提出するためこれらの書類を作成するときは、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。)に定める事項のほか、この府令に定める事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない。

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)
六 四半期報告書 金融商品取引法第二十四条の四の七第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する四半期報告書をいう。

七 (略)

(貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示)

第二条 金融商品取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定金融会社等(以下「届出書提出特定金融会社等」という。)のうち次の各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

一～五 (略)

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券届出書に記載しようとする

届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第一号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の

(趣旨)

第一条 特定金融会社等は、金融商品取引法の規定により有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書又は半期報告書を提出するためこれらの書類を作成するときは、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。)に定める事項のほか、この府令に定める事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない。

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)
(新設)

六 (略)

(貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示)

第二条 金融商品取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定金融会社等(以下「届出書提出特定金融会社等」という。)のうち次の各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出年度(その日が事業年度開始後三月以内の日における当該届出書提出特定金融会社等の各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

一～五 (略)

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券届出書に記載しようとする

届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第一号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の

1

2 生産、受注及び販売の状況

二・三 (略)

- 四 開示府令第二号の四様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況
- 五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

(貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示)

第四条 金融商品取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登録書を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録書提出特定金融会社等」という。）のうち前条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を発行登録書に記載しようとする発行登録書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる発行登録書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

- 一 開示府令第十一号様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
- 二 開示府令第十一号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
- 三 開示府令第十一号の二の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項

(貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示)

第五条 金融商品取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登録追補書類を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録特定金融会社等」という。）のうち第三条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日が事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める

業績等の概要

二・三 (略)

- 四 開示府令第二号の四様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要
- 五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要

(貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示)

第四条 金融商品取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登録書を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録書提出特定金融会社等」という。）のうち前条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日が事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を発行登録書に記載しようとする発行登録書提出特定金融会社等は、開示府令第十一号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇所に記載しなければならない。

- 一 開示府令第十一号様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
- 二 開示府令第十一号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
- 三 開示府令第十一号の二の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
- 四 開示府令第十一号の二の二の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項

(貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示)

第五条 金融商品取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登録追補書類を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録特定金融会社等」という。）のうち第三条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日が事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める

該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を発行登録追補書類に記載しようとする発行登録特定金融会社等は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第十二号様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項

二 開示府令第十二号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項

(貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示)

第六条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券報告書に記載しようとする報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第三号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の

2 生産、受注及び販売の状況

二 開示府令第三号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

三 開示府令第四号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の
2 生産、受注及び販売の状況

(貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示)

第六条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券報告書に記載しようとする報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第三号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の

1 業績等の概要

二 開示府令第三号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要

三 開示府令第四号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の
1 業績等の概要

2 様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を発行登録追補書類に記載しようとする発行登録特定金融会社等は、開示府令第十二号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇所に記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を発行登録追補書類に記載しようとする発行登録特定金融会社等は、開示府令第十二号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇所に記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券報告書に記載しようとする報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第三号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の
2 生産、受注及び販売の状況

二 開示府令第三号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

三 開示府令第四号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の
2 生産、受注及び販売の状況

(貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示)

第六条 (新設)

第七条 金融商品取引法第二百四十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「四半期報告書提出特定金融会社等」という。）は、第二・四半期（事業年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下同じ。）に係る四半期報告書に、第二・四半期終了の日における当該四半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を第二・四半期に係る四半期報告書に記載しようとする四半期報告書提出特定金融会社等は、開示府令第四号の三様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 生産、受注及び販売の状況の箇所に記載しなければならない。

(貸付金残高の内訳等の半期報告書における開示)

第八条 (略)

(貸付金の内訳等の半期報告書における開示)

第七条 (略)

前項の規定により同項に規定する事項を半期報告書に記載しようとする半期報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる半期報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第五号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の

2 生産、受注及び販売の状況

二 開示府令第五号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

(不良債権の状況の有価証券届出書における開示)

第九条 届出書提出特定金融会社等のうち特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号。以下「会計府令」という。）第九条第一項の規定により同項各号に該当する貸付金（以下「不良債権」という。）に関する事項（以下「不良債権の状況」という。）を注記した財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）を記載した四半期報告書又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表（中間貸借対照表及び中間損益計算書をいう。以下同じ。）を記載した半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

（略）

3 2

(略)

第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第二号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

前項の規定により同項に規定する事項を半期報告書に記載しようとする半期報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる半期報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第五号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の

1 業績等の概要

二 開示府令第五号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要

(不良債権の状況の有価証券届出書における開示)

第八条 届出書提出特定金融会社等のうち特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号。以下「会計府令」という。）第九条第一項の規定により同項各号に該当する貸付金（以下「不良債権」という。）に関する事項（以下「不良債権の状況」という。）を注記した財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）を記載した有価証券報告書又は同令第二十条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表（中間貸借対照表及び中間損益計算書をいう。以下同じ。）を記載した半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第二号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1

二・三 (略)
四 開示府令第二号の四様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況

況の2 生産、受注及び販売の状況
五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

業績等の概要
二・三 (略)
四 開示府令第二号の四様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況
の1 業績等の概要
五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要

(不良債権の状況の発行登録書における開示)

第十条 発行登録書提出特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表を記載した四半期報告書又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日ににおける当該発行登録書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

(略)

3|2 第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録書に記載しようとする発行登録書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる発行登録書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

- 一 開示府令第十一号様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
二 開示府令第十一号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項
三 開示府令第十一号の二の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項

(不良債権の状況の発行登録追補書類における開示)

第十一条 発行登録特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表を記載した四半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追

(不良債権の状況の発行登録書における開示)
第九条 発行登録書提出特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書又は同令第二十条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

(略)

3|2 第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録書に記載しようとする発行登録書提出特定金融会社等は、開示府令第十一号様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項の箇所に記載しなければならない。

(不良債権の状況の発行登録追補書類における開示)
第十条 発行登録特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書又は同令第二十条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追

状況を注記した第11・四半期に係る四半期連結財務諸表を記載した四半期報告書又は会計府令第111条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出してこなし者は、発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない）。

2 第九条第一項の規定は、前項の規定による回項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載する場合について適用する。

3 第一項の規定により回項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載しないとする発行登録特定金融会社等は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の様式の区分について、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

〔一 開示府令第十一号様式 回様式の第一部 証券情報の第3 ノ他の記載事項〕
〔二 開示府令第十一号様式 回様式の第二部 証券情報の第3 ノ他の記載事項〕

別紙様式第1号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項関係）

（監）

別紙様式第2号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項関係）

（監）

（監）

別紙様式第3号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項関係）

（監）

別紙様式第4号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項関係）

補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後3ヶ月以内の日やある場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

2 第八条第一項の規定は、前項の規定による不良債権の状況を発行登録追補書類に記載する場合について適用する。

3 第一項の規定により回項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載しないとする発行登録特定金融会社等は、開示府令第十一号様式の第一部 証券情報の第3 ノ他の記載事項の箇所に記載しなければならない。

別紙様式第1号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係）

（監）

別紙様式第2号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係）

（監）

別紙様式第3号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係）

別紙様式第4号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係）

(監)

(監)

別紙様式第5号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項
、第7条第1項、第8条第1項関係）

別紙様式第5号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項
、第7条第1項関係）

(監)

(監)